

**就業ゴールドカード保持者及びその扶養家族の健康保険加入資格**

2021年10月25日に改正・施行された「外国人専門人材の採用と雇用に関する法律」第21条により、以下のように規定されている

	ゴールドカード保持者	扶養家族
被雇用者	雇用された日から、事業主を通じて、健康保険に加入する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業または所属団体に保険の加入手続きを行う</li> </ul>	配偶者、未成年者、および20歳以上で心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う</li> </ul>
雇用主または自営業主	事業所を所轄する健保署分区業務組に、適用事業所の設立を申請し、雇用主または自営業主の身分を有する日から加入手続きを行う <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所が保険の加入手続きを行う</li> </ul>	配偶者、未成年者、および20歳以上で心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う</li> </ul>
その他	台湾に満6ヶ月居留したら、健康保険に加入する必要がある(注) <ul style="list-style-type: none"> <li>● (注)台湾に6ヶ月間継続して居住、または海外滞在日数(1回30日未満)を差し引いた後の居住日数が6ヶ月に達した場合</li> <li>● 保険登録機関である居住地の市区町村役場で、健康保険に加入する</li> </ul>	在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する(注)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● (注)台湾に6ヶ月間継続して居住、または海外滞在日数(1回30日未満)を差し引いた後の居住日数が6ヶ月に達した場合</li> <li>● 2017年12月1日より、台湾で生まれ、在留書類を受け取った外国籍の新生児は、出生日から健康保険に加入する</li> </ul>